

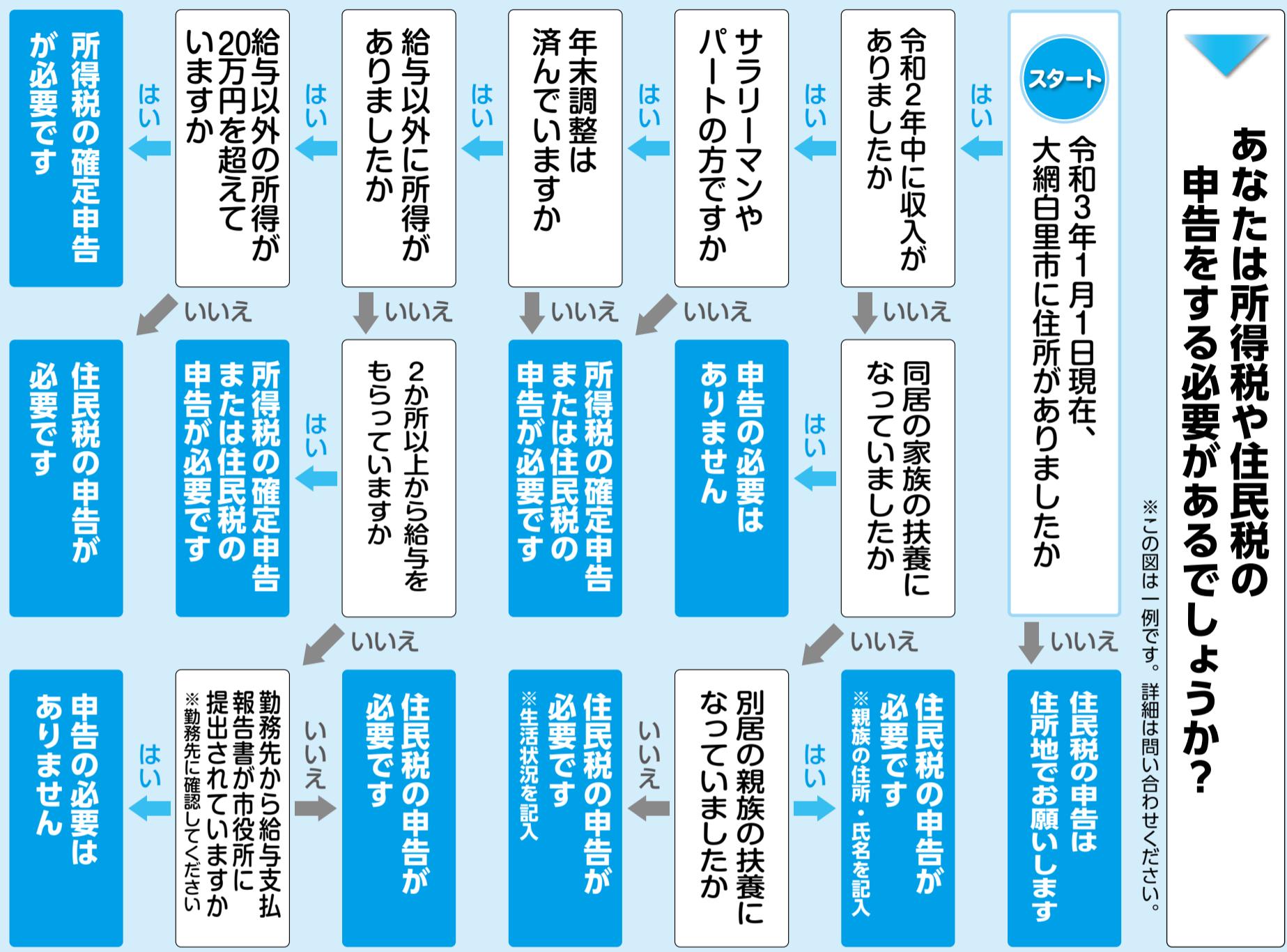
## 特集

所得税  
住民税の申告

2月16日(火)～3月15日(月)(土・日)および祝日を除く)は  
申告・相談受付期間

- 所得税の確定申告に関する問い合わせ 東金税務署 0475(52)3121
- 住民税の申告に関する問い合わせ 税務課市民税班 0475(70)0321

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいづみの里です(農村環境改善センターいづみの里について、2月22日(月)、3月1日(月)、3月8日(月)は申告相談を実施しませんので、ご注意ください)。



### 新型コロナウイルス 感染症拡大防止対策

△3密を避けた申告方法のお願い

・所得税の確定申告を行う方は、自宅のパソコンやスマートフォンから「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告のご協力をお願いします。詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

・住民税申告を行う方は、郵送での提出にご協力をお願いします。住民税申告書の必要な方は税務課市民税班までご連絡ください(申告書と返信用封筒を郵送します)。

・受付職員数および待合席数を減らし、入場制限、受付制限を行い対応する予定です。

△市で行う申告相談会場での対応

・受付職員数および待合席数を減らし、入場制限、受付制限を行い対応する予定です。